

特定収集物の保管・処理を行う事業者のみなさまへ

「山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例」の施行により
令和6年7月1日からは

金属スクラップヤード の設置には 事前届出 が必要です

⚙️ 届出対象となる事業場 ⚙️

⚙️ 面積が **100 m²** を超える事業場で特定収集物の保管・処理を行う場合

※令和6年7月1日時点で既に特定収集物の保管・処理を行っている場合は、
令和6年7月31日までに届け出なければなりません。

※届出義務に違反した事業者には、**30万円以下**の罰金が科せられることがあります。

※届出内容の変更・事業場の廃止を行う際にも、届出が必要です。

⚙️ 特定収集物とは ⚙️

① 金属スクラップ

原材料として集められた不要品で、金属類が用いられたものをいいます。
※いわゆる雑品スクラップを含みます。



② 自動車用タイヤ

集められた自動車用のタイヤのことをいいます。
※国内で販売する自動車用のタイヤを除きます。



「山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例」制定の背景

⚙️ 集められた金属スクラップや自動車用タイヤが、環境保全措置が十分に講じられないまま、保管や処理されることにより、油等が河川に流出したり、周辺に騒音問題を引き起こしたり、火災が発生したりするなど生活環境保全上の支障が発生しており、対応の強化が必要になっています。



出典：環境省

特定収集物の保管・処理の基準

事業場の届出に加えて、次の基準を守らなければなりません。



掲示板の設置

保管者の氏名、連絡先など必要な事項が表示された掲示板を設置する必要があります。



囲いの設置

特定収集物が周辺へ飛散・流出しないよう囲いを設置する必要があります。



保管物の高さの制限

特定収集物が条例で定められた高さを超えないように保管する必要があります。



汚水の流出防止措置 地下浸透の防止措置

油・汚水により公共用水域や地下水の汚染のおそれがある場合には、油水分離槽や排水溝の設置、またはコンクリートの敷設等を行う必要があります。



悪臭発散防止措置

悪臭の発散により生活環境保全上悪影響を及ぼさないような措置を講じる必要があります。



火災発生防止措置

特定収集物から電池、潤滑油等火災の発生のおそれがあるものを回収し、処分する必要があります。



騒音・振動防止措置

車両からの積卸し、積込みや重機、破碎機等の稼働による騒音・振動等により生活環境保全上悪影響を及ぼさないような措置を講じる必要があります。



ねずみ・害虫発生防止措置

ねずみの生息、はえその他害虫の発生により生活環境保全上悪影響を及ぼさないような措置を講じる必要があります。

※必要があれば、県の職員が事業場内に立ち入って検査や質問をします。

※保管・処理の基準に違反した事業者は、改善命令等の対象となり、これらの命令に従わない場合には、最高で**1年以下の懲役刑**又は**100万円以下の罰金刑**が科せられることがあります。

管理簿の作成

特定収集物の搬入及び搬出の状況について、帳簿を作成し、条例で定められた事項を記載しなければなりません。

お問い合わせ

山梨県環境・エネルギー部 環境整備課 甲府市丸の内1-6-1 TEL：055(223)1518 FAX：055(223)1507
または 各林務環境事務所 環境・エネルギー課 へお問い合わせください。

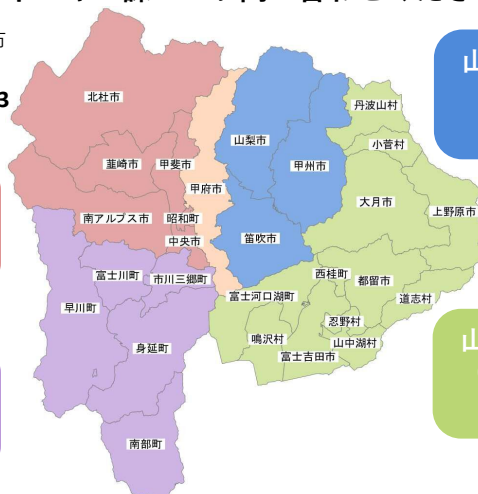
※甲府市内の事業場の場合は、甲府市（甲府市上町601番地4）へお問い合わせください。
環境部 環境対策室 ごみ収集課 ☎055(241)4313

山梨県中北林務環境事務所

（韮崎市本町4-2-4）
環境・エネルギー課 ☎0551(23)3090

山梨県峡南林務環境事務所

（西八代郡市川三郷町高田111-1）
環境・エネルギー課 ☎055(240)4141



山梨県峡東林務環境事務所

（甲州市塩山上塩後1239-1）
環境・エネルギー課 ☎0553(20)2739

山梨県富士・東部林務環境事務所

（都留市田原2-13-43）
環境・エネルギー課 ☎0554(45)7811